

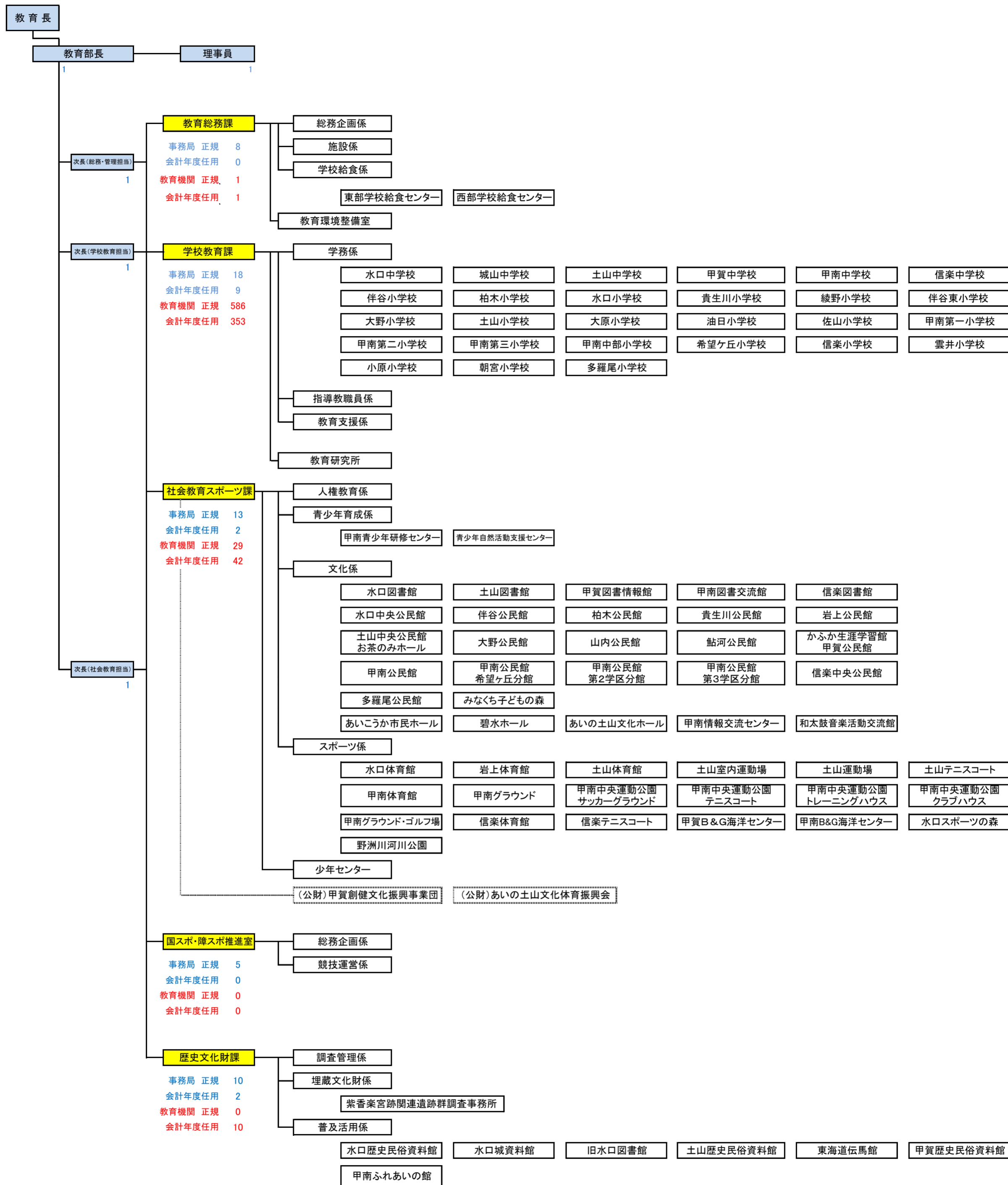
4月 教育長 教育行政報告

令和4年

- 3月31日(木) 第3回教育委員会委員協議会
退職・市外転出教職員離任式
- 4月 1日(金) 市職員辞令交付式
部長会議
新規採用教職員辞令交付式並びに転入教職員着任激励式
- 4日(月) 滋賀県教育委員会教育長及び関係課挨拶
- 5日(火) 甲賀農業協同組合 書籍および食育教材寄贈受領式
- 6日(水) 地域学校協働活動推進員委嘱状交付式
- 13日(水) 第1回学校経営等協議会
令和4年度滋賀県教育行政重点施策説明会
(令和4年度滋賀県市町教育委員会委員研修会)
- 15日(金) 部長会議
- 17日(日) あいの土山文化ホール開館30周年事業「さかなクンのギョギョ
とびっくり！お魚のおはなし」
- 18日(月) 新任教頭研修
滋賀レイクスターズ協賛企業 三陽建設株式会社・住友電工ウイ
ンテック株式会社・第一生命保険株式会社滋賀支社 バスケット
ボール寄贈受領式
- 19日(火) スポーツ推進委員委嘱式
- 20日(火) 第1回校務運営等協議会
第4回教育委員会委員協議会
- 22日(水) 令和4年度滋賀県へき地教育振興協議会第1回全体教育長会
(Web会議)
- 23日(土) 令和4年度甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員
委嘱状交付式および表彰式 令和4年度甲賀市少年補導(委)員
会総会・研修会
- 26日(火) 甲賀市小中学校教育のあり方審議会会議
あいの土山マラソン陸上競技協会打ち合わせ会
- 27日(水) 令和4年度近畿都市教育長協議会定期総会
- 28日(木) 第6回甲賀市教育委員会定例会

甲賀市教育委員会事務局 組織体制

令和4年(2022年)4月1日現在



4課 1局内室 1課内室 2所 15係

教育委員会事務局職員数	72 人	教育機関職員数	1,022 人	計	1,094 人
(うち会計年度任用職員)	13 人	(うち会計年度任用職員)	406 人	(うち会計年度任用職員)	419 人

議案第31号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月28日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第2号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和4年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

臨時代理第2号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)

解嘱日:令和4年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	片岡 義博	関係学校長の代表者(1号)	甲賀市小学校校長会 (貴生川小学校長)
2	井用 重喜	関係学校長の代表者(1号)	甲賀市中学校校長会 (水口中学校長)
3	武藤 真希子	関係PTAの代表者(2号)	水口中学校
4	分部 美香	関係PTAの代表者(2号)	大野小学校
5	井元 恵	関係PTAの代表者(2号)	甲賀中学校
6	小野 綾子	関係PTAの代表者(2号)	甲南中学校
7	嶋田 美里	関係PTAの代表者(2号)	小原小学校
8	廣岡 諒一	関係PTAの代表者(2号)	大原幼稚園
9	大友 一枝	保健所長(3号)	甲賀保健所長

議案第 3 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第7号

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

甲賀市教育支援委員会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和4年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

甲賀市教育支援委員会委員

(任期：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	太田 志朗	医師	太田医院長
2	鳴戸 敏幸	医師	紫香楽病院 医師
3	北村 哲也	学識経験を有するもの	校長経験者
4	嘉瀬 英紀	関係教育機関の職員	県立三雲養護学校長
5	橋本 泰志	関係教育機関の職員	甲賀市立伴谷東小学校長
6	中嶋 政二	関係教育機関の職員	甲賀市立伴谷小学校長
7	澤 明美	関係教育機関の職員	甲賀市立柏木小学校長
8	佐々木 直子	関係教育機関の職員	甲賀市立土山小学校長
9	中村 尚子	関係教育機関の職員	甲賀市立大原小学校長
10	上田 浩祥	関係教育機関の職員	甲賀市立希望ヶ丘小学校長
11	中島 園子	関係教育機関の職員	甲賀市立雲井小学校長
12	永井 泉	関係教育機関の職員	甲賀市立甲賀中学校長
13	静永 賢瑞	関係教育機関の職員	明照保育園
14	森島 和博	関係教育機関の職員	甲南幼稚園
15	立岡 恵	関係教育機関の職員	甲賀西保育園
16	岩倉 美希	関係行政機関の職員	県立三雲養護学校 教諭
17	西田 優子	関係教育機関の職員	甲賀市立甲南第一小学校 教諭 (通級指導教室担当)
18	釜谷 恵美子	関係教育機関の職員	すこやか支援課長

議案第 33 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第8号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和4年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	山田 美知保	水口小学校学校運営協議会	
2	杉本 茂樹	水口小学校学校運営協議会	
3	長 昭男	水口小学校学校運営協議会	

議案第 34 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立小中学校の学校医の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第9号

甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について

甲賀市立小中学校の学校医に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和4年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

甲賀市立小中学校学校医

(任期：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	吉川 達郎	学校医	朝宮小学校

議案第 35 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第3号

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について

甲賀市少年センター協議会委員の別紙の者を解嘱又は解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和4年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第3号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期:令和3年10月1日から令和5年9月30日まで)

解嘱(解任)日:令和4年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	坂下 恵司	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀警察署生活安全課
2	辻 好子	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市更生保護女性会
3	今宿 国夫	関係教育機関の職員	甲賀市小学校校長会 (希望ヶ丘小学校)
4	井用 重喜	関係教育機関の職員	甲賀市中学校校長会 (水口中学校)
5	細井喜美子	関係行政機関の職員	こども政策部

議案第 36 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第5号

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和4年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第5号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和4年4月1日から令和5年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	高岡 景磯	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀警察署生活安全課
2	松井 和子	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市更生保護女性会
3	池田 修一	関係教育機関の職員	甲賀市小学校校長会 (甲南第二小学校)
4	木村 かおる	関係教育機関の職員	甲賀市中学校校長会 (土山中学校)
5	田中 淳美	関係行政機関の職員	こども政策部子育て政策課

議案第 3 7 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第4号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解任について

甲賀市スポーツ推進審議会委員の別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和4年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

臨時代理第4号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期：令和3年12月1日から令和5年11月30日まで)

解任日：令和4年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	大野 正美	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 朝宮保育園
2	松井 章	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

議案第 3 8 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第6号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について

甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和4年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和4年4月1日から令和5年11月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	青野 貴美	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 伴谷保育園
2	釜谷 恵美子	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

議案第 39 号

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の通いの場を確保するため、不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクールを利用するために要する費用の全部又は一部を予算の範囲内において補助する甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）の交付手続に関し、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号）、甲賀市行政サービス制限条例（平成22年甲賀市条例第18号）及び甲賀市行政サービス制限条例施行規則（平成22年甲賀市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、甲賀市立小学校又は中学校に在籍し、かつ、本市に住民基本台帳上の住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 保護者等 親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。
- (4) フリースクール 第13条の規定により教育長が認定した不登校児童生徒を支援する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請の日前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者等であること。
- (2) フリースクールに、原則週1回以上通所する児童生徒の保護者等であること。ただし、体調不良、忌引その他教育長がやむを得ないと認めた場合は、

この限りでない。

(3) フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾すること。

(4) 次条に規定する補助対象経費について本市以外の者から補助を受けていないこと。

(5) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒がフリースクールを利用するに当たり保護者等が負担する授業料とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1月当たり補助対象経費の2分の1（生活保護の受給者にあつては10分の10、就学援助の受給者にあつては4分の3）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は4万円のいずれか低い額とする。

2 前項の補助金は、1会計年度において最大12月分とする。

（対象者の認定申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、原則としてフリースクールの利用開始までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（対象者の認定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助対象者として認定するか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、児童生徒の在籍学校の校長の意見を聴取することができる。

2 市長は、前項の規定により補助対象者として認定するものと決定したときはフリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定決定通知書（様式第2号）により、補助対象者として認定しないことと決定したときはフリースクール利用児童

生徒支援補助金対象者認定却下通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知しなければならない。

（フリースクールへの情報提供）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助対象者として認定するものと決定したときは、申請者の児童生徒が利用するフリースクールに対し、申請内容について情報提供を行うものとする。

（交付申請等）

第9条 第7条第1項の規定により補助対象者として認定を受けた者（以下「補助認定者」という。）は、月ごとの補助対象経費に係る補助金について市長が別に定める日までに、フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 当該月の補助対象経費の金額が確認できる書類

（2） その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による申請等を受けた場合においては、当該申請等に係る補助対象経費が第4条の規定に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第5号）により、補助認定者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助認定者の申し出に応じ、補助金をフリースクール運営事業者に直接支払うことができる。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、前条第1項に規定する交付決定及び額の確定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、期

限を定めてその返還を命ずるものとする。

(施設認定申請)

第12条 フリースクールとして認定を受けようとする者(以下「施設認定申請者」という。)は、フリースクール認定申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 施設の紹介パンフレット等当該施設の概要が分かるもの
- (2) 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
- (3) 施設の指導者又は相談員の名簿及びその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他教育長が必要と認める書類

(施設の認定)

第13条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、次に掲げる基準を満たすときは、認定を行い、フリースクール認定通知書(様式第8号)により、施設認定申請者に通知するものとする。

- (1) 民間団体が経営していること。
- (2) 「甲賀市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること。
- (3) 学校の授業時間内に児童生徒の受け入れができること。
- (4) 教育長又は校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市及び在籍学校と連携することができること。
- (5) 不登校児童生徒が通う施設として1年以上の活動実績があること。

(施設の認定取消し)

第14条 教育長は、フリースクールが前条各号の基準を満たさなくなったときは、同条の認定を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、フリースクール認定取消通知書(様式第9号)により施設認定申請者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 第6条第1項及び第12条の規定による申請並びに第13条の規定による認定は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

甲賀市長 あて

(〒 -)

申請者 住 所
名 前
電話番号

フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書

年度において、標記の補助金に係る補助対象者として認定されるよう、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

(フリガナ)	
児童生徒名	
学校・学年	学校 第 学年 組
利用施設名	
当該施設を選んだ理由	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (週 日)
補助対象者区分 ※該当する□に チェックを入れて ください。	<input type="checkbox"/> 生活保護の受給者 【補助率 10 / 10】 <input type="checkbox"/> 就学援助の受給者 【補助率 3 / 4】 <input type="checkbox"/> 上記以外の者 【補助率 1 / 2】

○承諾書（必須）

標記の補助金に係る交付資格の認否決定に伴い、私の市税の納付状況、生活保護及び就学援助の受給状況の確認をするために、関係機関（甲賀市のみ）への照会を行うとともに、フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾します。

また、フリースクール口座へ補助金の振込を希望する場合、申請内容についてフリースクールに提供することを承諾します。

年 月 日

保護者名

生年月日 年 月 日

様

甲賀市長



フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定決定通知書

年 月 日付けの対象者認定申請について、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり補助対象者と認定することに決定しましたので通知します。

記

(フリガナ)	
児童生徒名	
学校・学年	学校 第 学年 組
利用施設名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで（週 日）
補助率	補助率 /

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定却下通知書

年 月 日付けの対象者認定申請について、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり却下することと決定しましたので通知します。

記

児童生徒名	
却下理由	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

甲賀市長 あて

(千 一)

請求者 住 所

名 前

印

電話番号

フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
(月分)

年度の標記の補助金 (月分) について、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付申請等を行います。

記

1. 利用状況

(フリガナ)	
児童生徒名	
利用施設名	
() 月出席日	(全 回)
補助対象経費	円 (授業料 円/月)

2. 申請及び請求金額 _____ 円

3. 補助金振込先

受取方法	<input type="checkbox"/> フリースクール口座へ振込 <input type="checkbox"/> 請求者口座へ振込		
金融機関名	銀行・農協 信金・信組	支店名 (店番)	店 ()
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	フリガナ	
口座番号		口座名義	

- ※添付書類 (1) 当該月の補助対象経費の金額が確認できる書類
(2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度の標記の補助金について、
甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第10条第1項の規定によ
り、下記のとおり交付決定及び額の確定をしましたので通知します。

記

交付決定額	金	円
確定額	金	円

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で通知した標記の補助金の交付決定及び額の確定については、下記の理由により取り消します。また、同補助金の返還の必要がある場合は、併せて返還を請求しますので期限までに納付してください。

記

取消理由	
------	--

【返還対象の補助金】

交付した補助金額	円
返還請求額	円
納付期限	年 月 日

年 月 日

甲賀市教育委員会教育長 へ

(〒 -)

申請者 住 所
施 設 名
代表者名
電話番号

フリースクール認定申請書

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第12条の規定により、フリースクールとして認定を受けたいので、申請します。

なお、私は、認定申請を行うに当たり、次に掲げる基準を満たしていることについて誓約いたします。

- (1) 民間団体が経営していること。
- (2) 「甲賀市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること。
- (3) 学校の課業時間内に児童生徒の受け入れができること。
- (4) 教育長又は校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市及び在籍学校と連携することができること。
- (5) 不登校児童生徒が通う施設として1年以上の活動実績があること。

添付書類

- (1) 施設の紹介パンフレット等当該施設の概要が分かるもの
- (2) 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
- (3) 施設の指導者又は相談員の名簿及びその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他教育長が必要と認める書類

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

甲賀市教育委員会教育長



フリースクール認定通知書

年 月 日付けのフリースクールの認定申請について、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第13条の規定により認定しましたので通知します。

第 号
年 月 日

様

甲賀市教育委員会教育長



フリースクール認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した標記の認定については、下記の理由により取り消します。

記

取消理由	
------	--